



# 旬報 ゆうすい

人と自然が織りなす芸術のまち 心豊かで伸びゆく美しいまち

目次	担当	ページ
令和6年度第1回湧水町女性団体交流会 ～生涯学習県民大学講座～	生涯学習課	1
湧水町人材育成事業研修生の募集	企画財政課	2
商工業者支援事業	商工観光 PR 課	3-5
湧水町結婚新生活支援事業補助金	商工観光 PR 課	6
湧水町移住促進新築住宅取得補助金	商工観光 PR 課	6
2024年台湾東部沖地震救援金	社会福祉協議会	6
日本赤十字社会費のご協力	社会福祉協議会	7
社会福祉協議会会費のご協力	社会福祉協議会	7
無料法律相談の開催	社会福祉協議会	7
有害鳥獣ネットの適正な管理	産業振興課	8
農作業中の事故防止及び熱中症対策	産業振興課	8

## 令和6年度第1回湧水町女性団体交流会 ～生涯学習県民大学講座～

(生涯学習課)

町内在住の女性同士が交流を深め、情報交換の機会を得て、よりよい家庭づくりや地域づくりに繋げることを目的として、「令和6年度第1回湧水町女性団体交流会」を開催します。

今回は、かごしま県民大学中央センターの「生涯学習県民大学講座」を活用した内容により実施します。ご近所お誘いあわせの上、是非ご参加ください。

**【開催日時】** 令和6年5月26日（日） 9：30～12：30

**【開催場所】** 栗野体育館

**【内 容】** 講話『心・美・体』を整えて、健康美人になりましょう！！

講師：学校法人 南学園 鹿児島医療福祉専門学校  
非常勤講師 高岡 綾子 講師

**【持参物】** 上履き（体育館シューズ等）・フェイスタオル1枚・バスタオル1枚

**【その他】** 動きやすい服装でお越しください。（スカートでの来場はご遠慮ください。）

**【申込期限】** 令和6年5月20日（月）まで

※参加予定者数は50人程度です。（先着順）

**【申込・問合せ先】** 吉松庁舎 教育委員会 生涯学習課 ☎75-2142（内線3216）

栗野中央公民館 ☎74-4313 吉松中央公民館 ☎75-2526

**湧水町人材育成事業研修生の募集**

（企画財政課）

本町では、産業経済及び教育文化の振興，社会福祉及び生活環境の充実，その他活力と魅力あるまちづくりを目的として，それに対する必要なノウハウや取り組みを学び，研修の成果を本町の振興に活かしていただける方を募集します。

**【対象者】** 町内に住所を有する方

**【内容】** 次のうちから希望される研修・受講方法を選択していただきます。

	研修テーマ	概要	受講方法	時期
1	ふるさと納税で“まち”を元気に！ 押さえる3つのポイント	ふるさと納税で地域を元気にするために抑えておきたい①ふるさと納税の本質，②返礼品の見せ方，③寄付の使い道などを学びます。	対面またはWeb	7月
2	6次産業化とブランディング	農林水産業の6次産業化や特産品のブランド化を進めるための自治体の役割，関わり方など，売れる商品づくりのポイントを学びます。	対面またはWeb	9月
3	エネルギー視察	エネルギー施策等について，エネルギー関連施設等の視察を通じて，次世代エネルギーの現状や広報・普及活動などを学びます。	現地視察	10月
4	地域活性化と企業誘致	企業誘致の推進に向けた産業動向や関連政策について知見を深めるとともに，自治体の成功事例を交えながら誘致へつなげる手法を学びます。	対面またはWeb	11月
5	道の駅から始まる地域活性化	地元食材の販売，新商品の開発から，大手企業を巻き込んだ実証実験等，様々な活用方法で道の駅に人を集め，地域が元気になっていく事例を学びます。	対面またはWeb	12月
6	広報・地域プロモーションによる情報発信	情報発信力を高めたことで交流人口や関係人口が増加した自治体の事例等を基に，情報発信の目的や自治体に取り組む意義，具体的な取り組み方法などを学びます。	対面またはWeb	2月

**【場所】** 電源地域振興センター（東京都）・現地視察先等

**【募集人員】** 1名

※応募者多数の場合は，町人材育成選考委員会により参加者を決定します。

**【研修費】** 人材育成基金活用（自己負担30,000円程度）

**【申込締切】** 令和6年5月24日（金）

**【申込・問合せ先】** 栗野庁舎 企画財政課 ☎74-3111（内線2263）

※研修の詳細については，お問い合わせください。

## 商工業者支援事業

(商工観光PR課)

湧水町では、現に商工業を営まれている方や起業を予定されている方を下記のとおり支援します。内容を確認し、お問い合わせください。

### 1. 共通事項

#### 【補助対象要件】

- ① 事業の健全な経営が見込める者。
- ② 湧水町商工会員又は起業後商工会員になる者で継続的に経営指導を受ける者。
- ③ 国、県、財団等から同一事業に対する助成を受けていない者。
- ④ 補助対象者が交付申請時に納期限の到来した町税等を完納していること。
- ⑤ 補助対象事業に係る施工業者は、町内に本店を有する建築関連業者とする。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係の団体でないこと。

#### 【補助対象外要件】

- ① 風俗営業法の適用を受ける事業や公序良俗に反する事業の場合。
- ② 営業時間が17時以降のみの場合（昼間の営業がない場合）。
- ③ 営業日数が週4日未満の場合。
- ④ チェーン店等として出店する場合。
- ⑤ 現に営業している者が当該店舗を閉店して新たに出店する場合。
- ⑥ 国、県または公益財団法人等から事業に対する助成を受けている場合。
- ⑦ 起業しようとする者が、過去に本補助金の交付を受けている場合。
- ⑧ 他の町交付対象事業に該当する部分の重複又は過去に本補助金を受けて改修している場合。

### 2. 事業内容

#### 《湧水町店舗等リフォーム支援事業》

販売力等強化のため、店舗・事務所を、町内の建築業者を利用してリフォームした場合に、工事費用の一部を助成する。

- ① 補助対象者
  - ・店舗等の所有者又は所有者からリフォームについて承諾を得ている者
  - ・過去5年度以内に本補助金の交付を受けていないこと
- ② 補助対象工事
  - ・建物本体の改築及び模様替え工事（間取り、床、天井、壁など）
  - ・建物本体工事に伴って実施する看板の模様替え工事、外構工事
  - ・建物本体の増築工事・消費税額を除く工事金額が50万円以上の工事（什器、備品の購入を除く。）
- ③ 補助率・補助金上限額  
工事金額の10%以内（上限：30万円）※千円未満切り捨て

**買い物は町内のお店を利用しましょう!!**

## 《湧水町女性・若者・シニア起業支援事業》

女性、若者又はシニアの社会進出を支援し、活力ある社会創生による産業の活性化に資するため、新たに町内で起業する者に対し、起業に必要な経費の一部を助成する。

## ① 補助対象者

町内に住所を有する新規起業のうち女性、若者（20歳以上39歳以下）又はシニア（40歳以上）

## ② 補助対象事業

起業のために行う事務所の新築または増改築等施設整備

※借地または借家の場合は、所有者等の承諾が得られたものであること。

## ③ 補助対象経費

事務所の新築または増改築等施設整備に要する経費（什器、備品に要する経費を除く。）

## ④ 補助率・補助金上限額

補助対象者	補助金上限額	補助率
女性	200万円	補助対象経費の2分の1以内 (算定した額に千円未満の端数がある場合は、切り捨て)
若者	200万円	
シニア	150万円	

## 《湧水町事業承継支援事業》

まちのにぎわいの維持や円滑な事業承継によって事業価値を次世代に引き継ぎ、事業活動の活性化を図るため、事業承継のために行う専門家派遣や、事務所等の増改築施設整備にかかる経費を助成する。

## ① 補助対象者

町内に本店を有する法人の代表者又は個人で、町内で5年以上事業を営んでいる事業の承継を行う先代経営者又は後継者。

## ② 補助対象事業

補助対象者が事業承継のために行う専門家派遣、事業所の増改築等施設整備（什器、備品の購入を除く。）

## ③ 補助率・補助金上限額

補助対象者	補助金上限額	補助率
専門家派遣	30万円	補助対象経費の2分の1以内
増改築等施設整備及び設備の更新	150万円	

## 《湧水町移動販売車導入支援事業》

活力ある社会創生による産業の活性化に資するため、移動販売又はキッチンカー営業を行うものに対し、車両購入費及び車両整備費の一部を助成する。

## ① 補助対象者

町内に住所を概ね5年以上有し、代表者または実質的な経営者であること。

## ② 補助対象経費

車両購入費及び車両整備費

## ③ 補助率・補助金上限額

補助対象経費の2分の1以内・100万円を上限

## 《湧水町空店舗出店支援事業》

空店舗の解消によるにぎわいの創出及び商業の活性化を図るため、町内の空店舗に出店する新規創業者等に対し店舗改修等に必要な経費の一部を助成する。

## ① 補助対象者

町内に住所を有する中小企業の法人、個人または新規創業者

## ② 対象内空店舗

町内で過去に事業を営んでいた店舗で現在は閉店している店舗

※空き家、住居等を店舗に改装する場合は対象としない。

## ③ 補助対象経費

- ・店舗改修費（什器、備品および設備機器の導入に要する経費を除く）
- ・看板・サイン類の製作及び設置に要する経費
- ・出店する店舗の賃借料

## ④ 補助率・補助金上限額

補助対象経費	補助率	補助金上限額	補助要件
店舗改修費， 看板類関連費	2分の1以内	150万円	屋外広告物設置関連費については、10万円を上限とする。
店舗賃借料	月額 2分の1以内		賃借に係る敷金および礼金を除く。月額補助5万円を上限とし、交付決定を受けた同一年度限りとする。

## ⑤ 補助対象外

- ・事務所または倉庫として利用する場合
- ・店舗の新・改築等に伴い、仮店舗として利用する場合

## 3. 申込期限

令和6年6月28日（金） ※申込みが多い場合は、審査のうえ決定します。

## 4. 申込・問合せ先

栗野庁舎 商工観光PR課 ☎74-3111（内線2281）

※申請書類は商工観光PR課に準備しております。

## ★ 交通安全 ★

「3ライト運動」を実践しましょう  
「早めのライト点灯」「原則上向きライト」  
「トンネル内ライト点灯」

## 湧水町結婚新生活支援事業補助金 （商工観光PR課）

町内への定住の促進及び地域における少子化対策の強化を図ることを目的として、湧水町結婚新生活支援事業補助金を交付します。対象者要件等詳しい内容については町HPをご確認ください。

### 【対象経費】

- ① 住居費 新規の住宅購入費・リフォーム費用・家賃（1か月分に限る。）・敷金・礼金、共益費・仲介手数料
- ② 引越費用 婚姻を機に町内の住居へ引越をする際に要した費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った費用

【補助額】 ・夫婦共に29歳以下の世帯：最大60万円  
・夫婦共に39歳以下の世帯：最大30万円

HPは  
こちら→



【申込期限】 令和7年2月28日（金）まで

【申込・問合せ先】 栗野庁舎 商工観光PR課 ☎74-3111（内線2285）

## 湧水町移住促進新築住宅取得補助金 （商工観光PR課）

移住定住の促進による人口増加及び地域経済の活性化を図るため、転入者が取得する新築住宅に対して補助金を交付します。

- 【主な要件】
- ① 令和6年3月1日以降に本町に転入した者で、転入してから2年以内に住宅を取得した者。
  - ② 物件引渡し又は保存登記完了日から1年以内に申請を行うこと。
  - ③ 自治会組織に加入していること。

【補助内容】

基本額	100万円
町内業者加算	50万円
町分譲地加算	50万円
子ども加算	1人10万円（30万円上限）

【申込・問合せ先】 栗野庁舎 商工観光PR課 ☎74-3111（内線2285）

## 2024年台湾東部沖地震救援金 （社会福祉協議会）

社会福祉協議会では、「2024年台湾東部沖地震救援金」の受付開始をいたしますので、ご協力頂きますようよろしくお願い致します。

【受付期間】 令和6年5月1日（水）～令和6年6月28日（金）

【受付窓口】 社会福祉協議会（シルバーケアセンター）  
よしまつふれあいの家（吉松小学校正門横）

【救援金受付口座】 日本赤十字社鹿児島県支部の開設口座

郵便振替口座	口座番号	加入者名
		00110-2-5606

※送金手数料：免除（郵便局窓口での取り扱いに限る）

※通信欄に「2024年台湾東部沖地震救援金」と明記のこと。また、受領証を希望される方は併せて「受領証希望」と明記のこと。

### 【税制上の取扱いについて】

個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項に規定する寄附金に該当します。

【問合せ先】 社会福祉協議会 ☎75-2200

**日本赤十字社会費のご協力**

(社会福祉協議会)

日頃から日本赤十字社事業に対しまして、温かいご支援ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。本年度も5月から「赤十字会員増強月間」が実施されますので、会費のご協力を頂きますようよろしくお願い致します。

- 【会費のお願い額】 1戸あたり 500 円以上  
 【取扱期間】 5月1日（水）～5月31日（金）  
 【取扱者】 自治会長又は自治婦人会長等  
 【納入場所】 湧水町社会福祉協議会（シルバーケアセンター）  
 よしまつふれあいの家（吉松小学校正門横）  
 湧水町役場長寿福祉課（栗野庁舎・吉松庁舎）  
 【問合せ先】 社会福祉協議会 ☎75-2200

**社会福祉協議会会費のご協力**

(社会福祉協議会)

日頃から社会福祉協議会の事業推進につきましては、ご支援ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。本年度も地域の皆様のご理解とご協力を得ながら、地域福祉向上に努めて参りますので、ご協力頂きますようよろしくお願い致します。

- 【会費のお願い額】 1戸あたり 200 円以上（賛助会員については、1,000 円以上）  
 【取扱期間】 5月1日（水）～5月31日（金）  
 【取扱者】 自治会長又は自治婦人会長等  
 【納入場所】 湧水町社会福祉協議会（シルバーケアセンター）  
 よしまつふれあいの家（吉松小学校正門横）  
 湧水町役場長寿福祉課（栗野庁舎・吉松庁舎）  
 【問合せ先】 社会福祉協議会 ☎75-2200

**無料法律相談の開催**

(社会福祉協議会)

社会福祉協議会では、次のとおり県弁護士会の弁護士による無料法律相談を実施します。相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

- 【日時】 5月21日（火）13：30～16：30  
 【場所】 よしまつふれあいの家（吉松小学校正門横）  
 【相談申込】 ① 混雑をさけるため、事前予約制とします。希望される方は、5月16日（木）の15：00までに社会福祉協議会へご連絡ください。予約が多い場合は相談をお断りする場合もありますので、予めご了承ください。  
 ② 相談が30分を経過した場合は、終了となります。  
 【相談料】 無料  
 【相談者】 県弁護士会所属弁護士  
 【申込・問合せ先】 湧水町社会福祉協議会 ☎75-2200

## 有害鳥獣ネットの適正な管理

(産業振興課)

有害鳥獣被害対策のためネットを設置している地域に対して、管理がなされていないとの苦情が多数寄せられています。

つきましては、設置したネットや使用していないネットなど適正な管理をお願いします。

【問合せ先】 栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111（内線 2241）

## 農作業中の事故防止及び熱中症対策

(産業振興課)

### 農作業中の事故防止について

農作業中の死亡事故は全国で年間 240 件前後発生しています。普段慣れている作業でも危険が伴うことを再認識し、農作業事故の防止と安全作業の徹底に努めるようお願いします。

#### ○農作業事故防止のポイント

- ・適度に休息をとり、ゆとりをもって作業しましょう。
- ・農業機械の点検は、必ずエンジンを止めてから行いましょう。
- ・シートベルト、ヘルメットの着用を徹底するとともに、早めにライトを点灯しましょう。

農作業事故に気を付けて、安全な作業を心がけてください

### 農作業中の熱中症に注意！！

猛暑日がつづく真夏だけでなく、暑さに慣れていない初夏における高温日、梅雨明けで暑さが本格化する時期に熱中症リスクが高まります。

農作業中は、熱中症の具体的な症状が分からず、気づかないうちに熱中症にかかっている方が多くいます。小まめな水分と塩分の補給や休憩を取るようしてください。

#### ○熱中症対策チェック

- ・高温時の作業は避けましょう。
- ・単独作業は避けましょう。
- ・20分おきに休憩&水分補給をしましょう。

※作業の際は、帽子や日除け対策を行ったうえで、「自分は大丈夫。面倒くさい。」と思わず、小まめな水分補給をお願いします。

次回 旬報発行日 5月15日(水)